

資料提供

平成22年3月15日
課名：産業廃棄物対策課
担当：伊豫，大野
内線：2963
外線：082-513-2963

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について**1 概要**

産業廃棄物収集運搬業者である株式会社海洋に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、産業廃棄物収集運搬業の許可の取消しを行った。

2 被処分者及び行政処分の内容

事業者 （住所）	株式会社海洋 （岡山県笠岡市富岡92番地の58）
許可の状況	産業廃棄物収集運搬業 許可番号：第03400075407号 許可年月日：平成20年2月6日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
処分年月日	平成22年3月15日
処分理由	株式会社海洋は、平成22年2月26日付けで岡山地方裁判所倉敷支部において、破産手続きが開始された。 このことは、法第14条第5項第2号イにおいて規定する法第7条第5項第4号イの欠格要件に該当し、法第14条の3の2第1項第1号（許可の取消し）の規定に該当するに至ったため。